

岐阜県公報

第 千 八 百 六 十 号
平 成 十 九 年 七 月 十 日
(火曜日)

目 次

教育委員会規則

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

(教育総務課) 五二七^{ページ}

告 示

多治見都市計画道路事業の認可

(街路公園課) 五二七

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 五二八

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業流通課) 五二八

県営土地改良事業の変更計画の決定

(農地計画課) 五二九

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(都市政策課) 五二九

教育委員会規則

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年七月十日

岐阜県教育委員会

委員長 加 藤 智 子

岐阜県教育委員会規則第十七号

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立高等学校管理規則(昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表岐阜県立大垣工業高等学校の部全日制の課程の款工業に関する学科の項中「産業デザイン科」の下に、「化学技術科」を加え、同表岐阜県立土岐商業高等学校の部全日制の課程の款商業に関する学科の項中「経営科、経理科、情報処理科、国際会計科、情報ビジネス科」を削り、同表岐阜県立岐阜工業高等学校の部全日制の課程の款工業に関する学科の項中「設備システム科」の下に、「建設工学科、化学技術科」を加える。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第四百七十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、多治見都市

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日) (休日に当たる) (ときは翌日)

平成十九年七月十日

計画道路事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十九年七月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 施行者の名称

多治見市

二 都市計画事業の種類及び名称

多治見都市計画道路事業 三・三・二号 国道248号線多治見バイパス、三・四・

三号 金岡市之倉線

三 事業施行期間

平成十九年七月十日から

同 二十四年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 岐阜県多治見市金岡町一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目並びに住吉

町五丁目及び六丁目並びに若松町四丁目地内

使用の部分 なし

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年七月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあった年月日 平成十九年六月十八日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人の未来

三代 表 者 の 氏 名 安田 多賀子
四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市泉町三番地六
五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民に対して日本の伝統文化の普及啓蒙活動に関する事業を行い、社会教育の推進、文化の振興、まちづくりの推進及び国際交流を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成十九年七月十日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年七月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成十九年六月二十八日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パロー

三 建物の名称及び所在地

（仮称）パロー大垣赤坂店

大垣市赤坂町字河原千七八十番 外

四 変更しようとする事項

駐車場の位置

（変更前）駐車場 九十三台

（変更後）駐車場 九十三台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 合計七ヶ所
(変更後) 合計六ヶ所

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十九年七月十日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
恵 北 地 区	中 津 川 市 役 所	同 平 成 一 九 〇 七 年 一 〇 月 八 日 至 同 年 一 九 〇 八 年 三 月 三 十 一 日 まで

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十九年七月十日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
海 津 地 区	海 津 市 役 所	同 平 成 一 九 〇 七 年 一 〇 月 八 日 至 同 年 一 九 〇 八 年 三 月 三 十 一 日 まで

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土

調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年七月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調査を行った者の名称
高山市
- 二 調査を行った地域
岐阜県高山市一之宮町の一部（段）
- 三 調査を行った期間
平成十六年度から平成十八年度
- 四 地図及び簿冊の名称
岐阜県高山市（一之宮町の一部）の地籍図
岐阜県高山市（一之宮町の一部）の地籍簿
- 五 認証年月日
平成十九年七月十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年七月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調査を行った者の名称
高山市
- 二 調査を行った地域
岐阜県高山市一之宮町の一部（長橋）
- 三 調査を行った期間
平成十六年度から平成十八年度
- 四 地図及び簿冊の名称

五 調査を行った者の名称
 岐阜県高山市（一之宮町の一部）の地籍簿
 岐阜県高山市（一之宮町の一部）の地籍簿
 認定年月日
 平成十九年七月十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年七月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

本巣市

二 調査を行った地域

岐阜県本巣市根尾水鳥の一部（水鳥単位区域）

三 調査を行った期間

平成十三年度から平成十八年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県本巣市（根尾水鳥の一部）の地籍簿

岐阜県本巣市（根尾水鳥の一部）の地籍簿

五 認定年月日

平成十九年七月十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年七月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

下呂市

二 調査を行った地域

岐阜県下呂市金山町福来の一部（黄綿谷口 北洞 狸穴 勝田洞）

三 調査を行った期間

平成十四年度及び平成十七年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県下呂市（金山町福来の一部）の地籍簿

岐阜県下呂市（金山町福来の一部）の地籍簿

五 認定年月日

平成十九年七月十日

平成十九年七月十日印刷
 平成十九年七月十日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
 発行所 岐阜県岐阜市

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾
 印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐阜文芸社
 定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共）（消費税二、二八六円を含む）